

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会

# 事業計画

## 基本方針

社会保障改革をはじめ、超少子高齢化型人口減少社会の急速な進展がすす  
る中、地域の生活環境に合わせた福祉事業の取り組みが重要になると考え  
ております。また、経済情勢や雇用環境の厳しさにより生活困窮や低所得  
の問題、ひきこもり等の社会的孤独の問題など、地域における生活課題は  
深刻化し、広がっています。

このような状況において、誰もが安心して暮らすことができる福祉の推  
進を使命とする社会福祉協議会としては、こうした地域福祉の課題を受け  
止め、「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」を本  
協議会の基本理念として、その解決に向けた取り組みを図ることを目指し  
てまいります。

## 重点目標

### 1. 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

地域のネットワークづくりの推進  
地域ケアシステム事業の推進  
地区社協事業活動の強化  
生きがい対策事業の推進  
福祉体験活動の推進  
ボランティアセンターの推進  
災害ボランティアセンターの推進

実施計画	実施施策	具体的施策
1. 地域福祉の 充実	1. 地域福祉活動	地区社協事業 福祉用具貸出事業 福祉車両貸出事業 盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業 ひきこもりサロン事業 地域ケアシステム推進事業 子どもヘルパー派遣事業 ふれあい・いきいきサロンの推進 生活支援体制整備事業
	2. 障がい福祉 3. 子ども福祉	在宅障がい児者交流会 母子父子福祉事業 おもちゃ図書館運営事業 ファミリーサポートセンター事業

	4．高齢者福祉	高齢者生きがい事業 食の自立支援事業 元気シニアボランティア事業
	5．ボランティア活動	ボランティアセンター活動推進事業 福祉体験推進事業 災害ボランティアセンター運営のための連携強化 ボランティア連絡協議会との連携強化 エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業 NPO法人フードバンク協力支援
	6．援護対策	歳末たすけあい配分事業 災害見舞金支給事業 小口貸付資金貸付事業 困窮者食糧支援事業 生活福祉資金貸付事業

## 2．生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

業務体制の再構築及び効率化

在宅福祉サービスの推進

介護保険サービスの推進

障害者総合支援

総合相談機能の強化

実施計画	実施施策	具体的施策
2．福祉サービスの充実	1．在宅福祉サービス	日常生活自立支援事業
	2．介護保険サービス	居宅介護支援事業 予防居宅介護支援事業 要介護認定調査事業
	3．障害福祉サービス	地域活動支援センター事業
	4．相談支援	心配ごと相談事業 なんでもかんでも相談会 (ひきこもり、ニート等) 生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者家計改善支援事業 生活困窮者就労準備支援事業 被保護者家計改善支援プログラム事業 被保護者就労準備支援プログラム事業

### 3 . 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

地域福祉活動の財源確保

地区社協組織の充実

社協職員の資質向上及び専門職員の育成

広報啓発活動の充実強化

実施計画	実施施策	具体的施策
3 . 財務・組織体制づくりの確立	1 . 財務・組織体制の強化及び広報活動の推進	社協会費(一般会員・特別会員・法人会員) 共同募金・歳末たすけあい募金 市関係及び介護保険等の収入 広報啓発活動 研修等の充実による職員の資質向上 専門性の高い職員の育成 企画部門の充実 地区社協組織の見直しと充実

## 実施事業

事業区分	拠点区分	サービス区分	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等	予算額 (単位：千円)
社会福祉 事業	法人運営 事業	1 法人運営事業	<p>(1)会務の運営 本会の事業方針・内容を協議し決定する。 ・理事会・評議員会の開催 ・各種委員会の開催</p> <p>(2)茨城県社会福祉大会への参加 (茨城県立県民文化センター)</p> <p>(3)関東ブロック郡市町村社協職員 合同研究協議会</p>	<p>・役員、各種委員の意見を取り入れ、健全な法人運営・及び事業の推進に努める。</p> <p>・社会福祉事業功労者等が表彰されることで、関係者の励みとなり更なる発展となる。</p> <p>・専門職同士のネットワークづくりや福祉人材の確保・定着の方策を学ぶ。</p>	<p>理事会 5・10・3月 評議員会 6・3月 監査 5月  10月  7月</p>	86,947
		2 共同募金配分金 事業	<p>(1)老人福祉活動事業 安否確認 (320)</p> <p>(2)障がい児者福祉活動事業 (450) 障がい者関係団体への援助協力 おもちゃ図書館の運営</p> <p>(3)児童・青少年福祉活動事業 福祉体験学習会の実施 (249)</p>	<p>・民生委員児童委員の協力のもと要援護者への支援活動</p> <p>・地域で暮らす障がい児・健常児が障害の有無の枠を越えおもちゃを通じ楽しく遊ぶ。</p> <p>・小学生が福祉の理解を深め自立と思いやりの心を持つ。</p>	<p>12月  毎週木曜日  8月</p>	11,072

			<p>福祉体験教育の実施 小中学校からの依頼により、インスタントシニア、車イス、アイマスク等の体験教育を行う。</p> <p>(4)ボランティア活動事業 (1,274) ボランティア養成講座の実施 ボランティア団体への援助協力 ボランティア協力校への援助協力</p> <p>(5)母子父子活動事業 (957) 母子寡婦福祉会への援助協力 一人親世帯の入学祝い品の配布 準要保護卒業支度金</p> <p>(6)福祉育成活動事業 地区社協活動事業への支援 (573) 見守り活動及びサロン事業への支援 広報紙の発行(共同募金報告)</p> <p>(7)心配ごと相談所事業の実施 (202)</p> <p>(8)歳末たすけあい配分事業 (5,177) 要援護者への援護金の配分 在宅障がい者交流会(お楽しみ会) 子育て支援コンサート</p> <p>(9)共同募金配分金事業 (1,870)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生が、バリアフリーやノーマライゼーションについて学び、障がい者や高齢者の理解を深めることが出来る。</li> <li>・ボランティアの養成をして地域福祉の活発化につながる。</li> <li>・住民による自主的な活動を支援し安心して暮らせる地域社会づくりの実現。</li> <li>・共同募金運動の理解につなげる。</li> <li>・地域における交流を通して参加者の連携をより深め、高齢者団体の活性化を図る。</li> </ul>	<p>通年</p> <p>3月 3月</p> <p>第2・4水曜日</p> <p>12月 12月 12月 10月</p>	
--	--	--	---	---	--	--

	3 ボランティアセンター事業	ボランティアセンターの運営 ボランティアの相談、調整、啓発 ボランティアサークルへの支援	・ボランティア活動を推進し、 地域福祉の活性化につなげる。		998
	4 地区社協育成事業	地区社協事業の推進 地区社協再編計画 地区社協への助成と支援 霞ヶ浦地区の交流事業の実施 各種団体への助成	・地区組織を活発化させ、地 域で支えあう場を提供す る。	12月	2,620
	5 福祉啓発推進事業	(1)高齢者生きがい事業 芸能発表会への助成、支援 高齢者団体への援助協力 敬老式典への協力、支援  (2)広報活動の実施 広報紙の発行 ホームページへの掲載 社協会員加入促進  (3)ひきこもり支援事業 ひきこもり相談活動への支援 なんでも相談会の実施	・高齢者の生きがいづくりを 支援し、心身ともに健康な 高齢者の活性化につなげ る。  ・社協の活動の理解、賛同を 得る。  ・ひきこもり及びその家族の 心労などから解放するた め、同様の悩みがある方 や支援する方が一緒にな って考える場の提供や相 談会の開催により効果的 に支援が図れる。	10月  年4回 (4・7・10・1月)	2,235
	6 食の自立支援事業	「食」の自立支援事業の実施 霞ヶ浦地区配食サービス	・在宅の独居高齢者等の食 生活の改善と安否確認	通年 月3回 (8月を除く)	200

		7 生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業の実施 【県社協】 生活困窮者等に対し、福祉資金の貸付を行い償還指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の助長促進	通年	4 3 1
		8 日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業について 認知症高齢者や知的、精神に障害のある方等判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない方に対し福祉サービス利用手続日常生活の金銭管理等の支援を行う(県社協)	・在宅において自立した生活が送れるようになる。	通年	7 9 7
		9 善意銀行事業	善意銀行事業の実施 地域から受けた善意の寄附金品の管理をする。 委員会で配分方法を協議する。 配分計画 障がい者福祉 福祉車輛維持費、 盲導犬助成 低所得者支援 災害見舞金 坂本博交通遺児入学支度金 準要保護世帯へ小学校入学準備金の支給	・社会的弱者等への支援を行うことにより対象者の負担軽減を図る。		1 , 2 8 3
		10 小口貸付資金貸付事業	小口貸付資金貸付事業 生活困窮者等に対し、緊急資金の貸付を行い償還指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の助長促進	通年	1 , 3 0 0

公益事業	受託事業	1 地域ケアシステム推進事業	地域ケアシステム推進事業の実施 保健・医療・福祉の連携により効果的に援助ができるよう連携を強化、在宅サービス体制を構築する。 保健・医療・福祉担当者連絡会議の実施 ケース検討会議	・様々な問題に対し、関係機関の協力の下、改善を図り安定した生活に寄与する。	通年  月1回  年2回	9,123
		2 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業の実施 作業訓練及び生活訓練を通して、障がい者の自立と社会参加を促進する。	・利用者が日常生活を円滑に送れることが出来る。	通年  利用者7名	17,025
		3 子どもヘルパー派遣事業	子どもヘルパー派遣事業の実施 子どもたちが高齢者と触れ合う機会が増え、福祉について理解を深め、やさしい心が芽生える。	・小学校と連携し総合的学習の時間を通して福祉教育の充実を図ることが出来る。 (H31年度 北小学校)	学校と調整の上 決定する	141
		4 いばらきねんりんスポーツ事業	老人スポーツ事業の実施 いばらきねんりんスポーツ予選会の実施 いばらきねんりんスポーツ大会の参加	・高齢者に適したスポーツを通して健康の保持増進を図り、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の実現。	6月  10月	150
		5 自立相談支援事業	生活困窮者自立支援制度の実施 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援プランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	10,600
		6 家計改善支援事業	生活困窮者自立支援制度任意事業 生活困窮世帯のうち家計管理の必要な世帯の相談に応じアセスメントを実施して個々人の状態にあった家計再生プランを作成し、家計の再建に向けた支援を行う。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	7,000

		7 就労準備支援事業	生活困窮者自立支援制度の実施 就労に必要な知識・技能が欠けており、就労する事が困難な対象者に一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に行う。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	7,000
		8 被保護者家計改善支援プログラム事業 (旧：被保護者家計相談支援事業)	生活保護法制度の実施 就労による自立(生活保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、家計管理方法の提案、支援をする。また、子どもの大学等への進学に向けた経費等についての助言を行う。	・自立した生活を維持・向上することで、生活保護脱却後に再度生活保護の受給に至らないようになる。	通年	3,000
		9 被保護者就労準備支援プログラム事業 【新規事業】	生活保護法制度の実施 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等の支援をする。	・自立した生活を維持・向上することで、生活保護脱却後に再度生活保護の受給に至らないようになる。	通年	5,000
		10 ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター事業 児童等の子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童等の預かりの援助を受けたいものと当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡および調整を行う。	・仕事と子育てを両立できる環境を整備し、地域における育児の相互援助を推進することにより、本市における子育て支援ができる。	通年	1,800
		11 生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の5つの要素が連携し、高齢者の在宅生活を支える仕組づくりの構築。	・自助・共助・互助・公助をつなぎ合わせることで高齢者の在宅生活を支えることが出来る。	通年	8,643
		12 元気シニアボランティア事業 【新規事業】	社会参加及び地域への貢献及び健康を増進することにより要介護状態の予防になる。	・地域の生活支援体制の向上になる。	通年	640

	介護保険事業	1 介護保険事業	<p>居宅介護支援事業の実施 利用者に、必要な日常の保健医療福祉サービスを提供できるよう居宅サービス計画を作成、各サービスの調整を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者が日常生活を円滑に送ることが出来る。</li> </ul>	通年	21,010
		<p>1 福祉用具の貸出事業の実施</p> <p>2 福祉車両の貸出事業の実施</p> <p>3 共同募金会 かすみがうら市 共同募金委員会</p>	<p>市内在住の方で、一時的に福祉用具の利用が必要な方に対して、車イス及びベッドを貸し出す。</p> <p>通院等車イス車両の必要な方に対し福祉車両の貸出を行う。</p> <p>共同募金運動の推進 歳末たすけあい運動の推進 災害支援募金活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅での生活向上</li> <li>特殊車両を本会が貸出しすることにより、利用者の利便性の向上が図れる。</li> <li>国内の福祉の助け合い運動への理解。災害支援の協力</li> </ul>	<p>通年</p> <p>10月1日から 12月31日 災害発生時指定期間</p>	

### 社会福祉法人以外の実施事業

日本赤十字社 地区活動		日本赤十字社 かすみがうら市 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤十字社社員啓発運動</li> <li>災害救護活動</li> <li>災害支援募金活動</li> <li>災害救援物資の配布</li> </ul>	赤十字社活動への理解。 災害発生時の被災者に支援を行い救済活動に協力。	通年	
福祉団体 業務		社協が行う福祉 団体事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ連合会事務局</li> <li>ボランティア連絡協議会事務局</li> <li>母子寡婦福祉会事務局</li> <li>手をつなぐ育成会事務局</li> </ul>	福祉関係団体の育成を支援し、地域福祉の活性化につながる。	通年	